二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額
次の算式によつて算定した額
算式
｛（F × 0.05 － G）× 0.75 － H × 0.75｝－ I
算式の符号
F　前号の算式の符号Aに同じ。
G　前号の算式の符号Bに同じ。
H　前号の算式の符号Dに同じ。
I　前年度における前号の額
［三　略］
6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。
算式
｛（A × 0.05 － B）× α｝× 0.75 －（C × β）× 0.75
算式の符号
［略］
α　1.052
β　1.046
7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。
算式
｛（A × 0.05 － B）× α｝× 0.75 －（C × β）× 0.75
算式の符号
［略］
α　0.929
β　0.930
（事業税の基準税額の算定方法）
第十九条　［略］
2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。
算式
｛4,683千円×（A × B）＋1,254千円×（C × D）｝× 0.03705
（A × B）又は（C × D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号
［略］
C　Aに0.041を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
［略］
3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。
一　当該年度に係る額
次の算式によつて算定した額
算式

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額
次の算式によつて算定した額
算式
｛（D × 0.05 － E）× 0.75 － F × 0.75｝－ G
算式の符号
D　前号の算式の符号Aに同じ。
E　前号の算式の符号Bに同じ。
F　前号の算式の符号Cに同じ。
G　前年度における前号の額
［三　同上］
6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。
算式
｛（A × 0.05 － B）× α｝× 0.75 －（C × β）× 0.75
算式の符号
［同左］
α　0.803
β　0.808
7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによつて算定した額とする。
算式
｛（A × 0.05 － B）× α｝× 0.75 －（C × β）× 0.75
算式の符号
［同左］
α　0.945
β　0.946
（事業税の基準税額の算定方法）
第十九条　［同上］
2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。
算式
｛4,583千円×（A × B）＋1,302千円×（C × D）｝× 0.03705
（A × B）又は（C × D）に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式の符号
［同左］
C　Aに0.023を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
［同左］
3　法人事業税に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。
一　当該年度に係る額
次の算式によつて算定した額
算式